

## 骨髓等ドナー支援事業助成金交付事業

### 1 趣旨

公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において、骨髓等を提供するドナーの負担を軽減し、骨髓等の適切な提供及びドナー登録の推進を図るため、ドナー及びドナーが勤務する事業所に予算の範囲内で助成金を交付する。

### 2 事業の必要性

移植を希望している患者さんが移植を受けられない原因として、ドナーが骨髓等の提供に必要な入院等が、仕事の都合や収入への影響が理由で断念する方が一定数いるものと考えられている。

のことから、骨髓等の提供に要する入院等の日数に応じて、ドナーや事業所の負担軽減を図る。

更に、当事業を実施することで、ドナーを支援し、骨髓等の適切な提供及びドナー登録者の増加及び推進に寄与していく。

### 3 実施主体及び県の補助率 実施主体：市町村 1/2 県補助率：1/2

長野県は、今年度4月より事業実施市町村の助成費用1/2を補助する「骨髓バンクドナー助成事業補助金」を新設した。

### 4 助成内容及び金額

#### (1) ドナー

ア 内容：骨髓等の提供のための通院、入院又は面談に要した日数

イ 金額：一人につき1日2万円。ただし10日を上限とする。

#### (2) 勤務事業所

ア 内容：骨髓等の提供のための通院、入院又は面談に要した日数のうち、勤務事業所の就業規則等に基づき骨髓等の提供に係る休暇を付与した日

イ 金額：1事業所につき1日1万円。ただし10日を上限とする。